

## 東浦町特定建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 共同企業体とは、発注する建設工事ごとに、構成員を結成させるものをいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体に発注することができる建設工事は、規模、内容、技術的難易度等を総合的に勘案し、町長が決定するものとする。

(構成員数)

第4条 共同企業体の構成員数は、2又は3とする。

(構成員の要件)

第5条 共同企業体のすべての構成員は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 東浦町競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- (3) 当該工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

2 工事の種類及び規模等により、前3号のほか必要に応じ資格要件を追加することができる。

(結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は自主結成とする。

(出資比率)

第7条 共同企業体の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保できるよう構成員数を勘案して、次に定めるものとする。

- (1) 構成員数2の場合 30パーセント
- (2) 構成員数3の場合 20パーセント

(共同企業体の代表者)

第8条 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大とする。

(提出書類)

第9条 競争入札で落札候補者となったときは、次の各号に掲げる書類を入札後（電子入札による場合は開札後）から落札決定までの間に、係員の指示するところにより提出するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第1）
- (2) 特定建設工事共同企業体構成員用委任状（様式第2）

(入札参加資格の審査)

第10条 前条の書類の提出を受けたときの審査は、東浦町建設工事事後審査型制限付一般競争入札取扱要領第3条第2項により行うものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 東浦町建設工事共同企業体取扱要領（昭和61年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。



(代表者の商号又は名称)

第6条 企業体は \_\_\_\_\_ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 企業体の構成員の出資の割合は、次によるものとする。

\_\_\_\_\_ %

\_\_\_\_\_ %

2 前項の出資の割合は、当該工事について発注者と内容の変更、金額の増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

3 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他建設工事の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、 \_\_\_\_\_ とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、当該工事の完成後決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条の規定に基づく出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条の規定に基づく出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員の承諾がなければ、企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第4項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合において

は、第16条第2項から第4項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか1社は、上記のとおり 特  
定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証として入札参加資格審査申請用  
1通を含めこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所有するものとする。

年 月 日

⑩

⑩

様式第2（第9条関係）

委 任 状

年 月 日

（あて先）東浦町長

特定建設工事  
共同企業体の名称

代 表 住所又は所在地  
構成員 商号又は名称  
代 表 者 氏 名

他 の 住所又は所在地  
構成員 商号又は名称  
代 表 者 氏 名

私は、 について

を代理人と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、下記の権限を  
委任します。

記

- 1 見積り及び入札に関する事。
- 2 契約締結に関する事。
- 3 契約保証金の納付及び受領に関する事。
- 4 前払金、請負金の請求及び受領に関する事。
- 5 復代理人の選任に関する事。